

令和3年度  
省工不街区形成事業  
(第1回)

募集要領

令和3年4月

## 提案応募及び補助金を受給される皆様へ

本補助金は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、補助金に係る虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し提案応募をされる方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよくご理解の上、以下の点についても十分にご理解された上で、提案応募及び補助金の受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

本募集要領や採択後に通知する補助金交付の手続きに関する規程・マニュアル等で定められる義務が果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取り消しを行う場合があります。

- 1 提案応募者及び補助金交付申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 国土交通省及び補助金交付の事務事業者から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取り消し等を行うことがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為、重大な誤り等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 採択又は交付決定された事業内容からの変更は、原則、認められません。
- 7 補助事業にかかわる資料（提案応募並びに交付申請に関わる書類、その他経理に関わる帳簿及び全ての証拠書類）等は、事業完了の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。
- 8 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について、大臣の承認を受けなければなりません。
- 9 事業完了後も、本募集要領に規定するエネルギー使用量等の報告や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

## 目 次

1. 事業の概要	1
1. 1 事業の趣旨	1
1. 2 公募する事業の種類	1
2. 応募方法	2
2. 1 公募・事業登録期間	2
2. 2 問い合わせ先、資料の配付	2
2. 3 提出方法	2
2. 3. 1 事業登録の方法	2
2. 3. 2 応募書類の提出方法	2
3. 事業内容	3
3. 1 事業の要件	3
3. 2 対象事業者	4
3. 2. 1 提案者	4
3. 2. 2 補助を受ける者	4
3. 3 補助額	4
(1) 建設工事等に係る補助額	4
(2) 附帯事務費	6
3. 4 留意事項	6
3. 5 複数年度にまたがる事業に対する補助	7
4. 提出書類	10
4. 1 提出書類	10
5. 事業の実施方法	14
5. 1 提案公募	14
5. 1. 1 公募	14
5. 1. 2 審査結果	14
5. 2 補助金交付	15
5. 2. 1 複数年度にまたがる事業について	15
5. 2. 2 交付申請	15
5. 2. 3 申請の制限	16
5. 2. 4 交付決定	16
5. 2. 5 補助事業の計画変更について	16
5. 2. 6 実績報告及び額の確定について	16
5. 3 事業中及び事業完了後の留意点	17
5. 3. 1 取得財産の管理等について	17

5. 3. 2	建築物の解体撤去または建て替えについて	17
5. 3. 3	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	17
5. 3. 4	事業完了後のエネルギー報告	18
5. 3. 5	普及・啓発活動への協力	18
5. 3. 6	情報提供	18
5. 3. 7	その他	18
6.	情報の取り扱い等について	20
6. 1	情報の公開・活用について	20
6. 2	個人情報の利用目的	20
提案申請書 様式		
	提案申請書 様式	21
参考	補助事業施工業者等に関する宣誓書	38

## 1. 事業の概要

### 1. 1 事業の趣旨

「省エネ街区形成事業（以下、「本事業」という）」は、エネルギー供給を最適化するエネルギーマネジメントシステムの導入等を通じた複数の住宅・建築物におけるエネルギーの面的利用により、街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクトに対し、予算の範囲において、国が当該事業の実施に要する費用の一部について支援し、省エネ化の推進を図ることを目的とします。

### 1. 2 公募する事業

エネルギー供給を最適化するエネルギーマネジメントシステムの導入を通じた複数の住宅・建築物におけるエネルギーの面的利用により、街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクトを対象とします。

- ※ 複数の住宅・建築物（複数敷地、街区単位のもの等）によるプロジェクトを対象とします。
- ※ 複数年度に渡るプロジェクトの場合、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意して下さい。
- ※ 採択された年度を含めて原則4年以内に完了する事業を対象とします。ただし、プロジェクト期間としてやむを得ないと判断された場合は4年を越える事業も対象としますので、提案書類に記入下さい。
- ※ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する風俗営業等を目的とした施設・設備は原則として対象外とします。

## 2. 応募方法

### 2. 1 公募・事業登録期間

令和3年4月19日(月)～令和3年5月31日(月) 消印有効

### 2. 2 問い合わせ先、資料の配付

応募様式は、本資料からコピーするか、別途作成してください。募集要領、応募に必要な提案申請書等の様式は、以下に示すホームページからダウンロードすることが可能です。

質問・相談については、原則として、電子メールでお願いします。質問者には、原則として、電子メールにて回答させていただきます。

今年度の審査協力機関は、一般社団法人日本サステナブル建築協会です。問い合わせ先は同協会より委託を受けた下記となります。

(応募書類の送付先・問い合わせ先)

〒105-0004 東京都港区新橋6-9-6 12東洋海事ビル7階  
一般社団法人 建築設備技術者協会内 省エネ街区形成事業評価室

担当：山下、佐藤

メールアドレス：[shoene-gaiku@jabmee.or.jp](mailto:shoene-gaiku@jabmee.or.jp)

ホームページ：<https://www.jabmee.or.jp/shoene-gaiku>

(本募集開始時に、国土交通省HP報道発表資料に掲載します。)

(掲載箇所より本募集要領資料・応募様式をダウンロードして下さい。)

(電話：03-5408-0063 )

### 2. 3 提出方法

応募にあたっては事業登録の上、応募書類を提出してください。

なお、サステナブル建築物等先導事業にも申請する場合は、必ず同時期の申請としてください。

(P25 様式2-1別紙2の注意事項もご参照ください)

#### 2. 3. 1 事業登録の方法

公募締切りの原則1週間前までに、上記問い合わせ先にメールにて事業登録をしてください。事業登録においては、様式2-1に必要事項を記入の上、メール送信してください。事業登録の受付後に、メールにて応募番号を応募者に通知しますので、応募にあたっては様式1に応募番号を記入してください。尚、事業登録のみでは、正式な応募となりません。「4. 提出書類」に記載の通り、必要書類を揃えて、上記の提出先に応募書類を提出してください。

#### 2. 3. 2 応募書類の提出方法

郵送\*とします。提案者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、提案者自身で確認できる方法で申し込みをしてください。送付資料は、必ず宛先に「省エネ街区形成事業 応募書類 在中」の旨を記載してください。(公募締切後の応募書類の差し替えは固くお断りします。)

※ 郵送のほか、宅配等での応募書類の提出も可としますが、いずれの場合も送付する封筒にて必ず郵送時の消印に相当する書類発送日(配送事業者の受付日等)が分かる手段として

ください。書類発送日の確認ができない場合は受理できない場合もありますので、ご留意ください。

### 3. 事業内容

エネルギーマネジメントシステム及び複数の住宅・建築物にエネルギーを供給するための省エネ設備を本補助事業により整備する事業について支援します。

#### 3. 1 事業の要件

応募にあたっては、下記の要件を満足する必要があります。

- ① 当該事業に係る住宅・建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、建築物省エネ法という）第30条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（同法第29条第3項に規定する事項が記載された計画に係るものに限る。）を受けること。（※1）（※2）
- ② 当該事業に係る複数の住宅・建築物全体での設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量に0.7を乗じたものに相当する数値を超えないこと。（※3）
- ③ 当該事業に係る複数の住宅・建築物全体の熱・電気等のエネルギー利用を最適化するエネルギーマネジメントシステムを導入すること。
- ④ 採択通知の受領後、当該年度中に補助事業に着手するもの。（※4）
- ⑤ ③のエネルギーマネジメントシステム導入の効果について、当該事業完了後3年間国に報告し、当該事業に係る住宅・建築物の一次エネルギー消費量の実測値と、シミュレーション等による想定値との差について要因を検証すること。（※5）
- ⑥ ⑤の検証の内容及び結果を公表すること。
- ⑦ 事例集等への情報提供に協力すること（※6）

※1 建築物省エネ法に関する資料は、下記のホームページに掲載しております。

「国土交通省 建築物省エネ法のページ」

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

※2 複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定は、提案時点で取得している必要はありませんが、原則、提案時においては、国立研究開発法人建築研究所により公開されている「省エネルギー基準に準拠したプログラム」（以下、WEBプログラムという）による省エネ性能の計算結果を提案申請書に記載してもらいます。ここでの省エネ性能は誘導基準を満たす値とします。また、交付決定を受けた年度の完了実績報告時または未完了報告時のいずれか早い方までには認定を取得している必要があります。提案申請書の様式3に認定を受けるスケジュールを記載してください。

※3 エネルギーマネジメントシステム等の導入により想定される運用効果も加味した設計一次エネルギー消費量を試算して下さい。試算方法については、WEBプログラムやBESTプログラム等による省エネ性能計算によるものの他、省エネ性能計算において評価ができない技術の評価を含め、独自のシミュレーション等によることができ

ます。(様式4-1の設計一次エネルギー消費量の合計値に、マネジメントシステムによる導入効果や、未評価技術による導入効果等を加味して試算して下さい。)

- ※4 本補助対象である工事の工事請負契約を採択日以降に締結し、当該年度中に工事に着手するものを補助事業の対象とします。採択時点で、すでに着手または契約を締結しているものは対象となりません。
- ※5 シミュレーション等による想定値とは、実際の運転条件に即したシミュレーション結果等による運用時一次エネルギー消費量想定値の値とします。その為、※3による値と同じ値となる必要はありません。詳細は様式4-2をご確認下さい。なお、当該試算結果よりも実運用時の一次エネルギー消費量の方が大きかった場合については、その要因についても報告していただきます。
- ※6 事業完了後のアンケート調査票の提出や、事例集等への情報提供にご協力いただく場合があります。

### 3. 2 対象事業者

#### 3. 2. 1 提案者

下記に示すいずれかの補助対象設備等の所有者が提案者となります。補助対象設備等の所有者と認定に含まれる各建築物の建築主が異なる場合は、各建築物の建築主についても共同申請者となる必要があります。また、事業を行う者のグループでの提案も可能です。なお、補助の交付ではなく、評価のみを目的とする応募は認めておりません。

- ・省CO<sub>2</sub>技術を住宅・建築物に導入する建築主等(民間事業者等)
- ・建築主と一体的に又は連携して省CO<sub>2</sub>技術を導入する者等(ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等)

#### 3. 2. 2 補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合、請負などで現時点では敷地が特定されていない場合などは、補助を受ける者でない者が応募することも可能です。

### 3. 3 補助額

補助額は、次の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額と(2)に掲げる附帯事務費の合計です。

なお、1プロジェクト当たり5億円を本事業の補助限度額とします。

また、いずれの費用も採択後に着手するものに限り、補助対象とします。

#### (1) 建設工事等に係る補助額

建設工事等に係る補助金の額は①～④の費用の合計の2分の1以内の額とします。

補助金の額については、提案された内容について予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。また、予算の状況に応じて、年度別の補助額などを調整することがあります。

##### ①エネルギーマネジメントシステムの導入等に係る調査設計費

#### a. 省CO<sub>2</sub>設計に関する設計費

省CO<sub>2</sub>設計のシミュレーションなど、エネルギーマネジメントシステムの導入等に係る設計費として、国土交通省が認める費用を対象とします。

なお、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。

#### b. 環境効率及び省エネルギー性能の第三者評価に関する費用

総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、第三者評価や基準適合認定を取得するための費用として、下記を対象とします。

- ・設計一次エネルギー消費量やB E I等の計算に要する費用
- ・評価結果を表示するための費用

なお、自己評価によって、環境効率や省エネルギー性能を評価及び表示する場合の費用や、採択前の費用は対象外です。

### ②エネルギーマネジメントシステムの整備費

街区全体のエネルギー利用を制御する制御室におけるエネルギーマネジメント設備機器の整備費（工事費を含む）及び街区全体のエネルギーマネジメントシステムを制御するプログラム整備費（システム開発経費）を対象とします。

制御室に設置されるエネルギーマネジメント設備機器の整備費（工事費を含む）については、制御室が複数建物毎にある場合は、メイン制御を行っている建物の1制御室のみを対象とし、他の建物制御室は対象外とします。

なお、制御を行う為の配線、センサー類、パソコン機器、リース品に係る費用は対象外とします。また、原則、オフサイト（同一街区外）に整備するエネルギーマネジメントシステムの整備費は対象外とします。

### ③エネルギー供給設備整備費

エネルギーマネジメントシステムにより運用管理されるエネルギーを供給する設備のうち、一定の高効率性が見込まれるもの又は再生可能エネルギーによるもの（太陽光発電設備を除く）の整備費（工事費を含む）を対象とします。

#### 1) 補助対象となる設備（※）

- ・複数の住宅・建築物で連携した取り組みに係るエネルギー消費性能向上計画に位置づけられ、エネルギーマネジメントシステムにより高い省エネ効果を発現するために設けられた次のいずれかの設備等
  - ① 自他供給型熱源機器
  - ② 再生可能エネルギー源を利用し、エネルギーを供給する設備  
(例：太陽熱、地熱、水熱、風力、水力、バイオマス等)
  - ③ ②と連携する蓄電・蓄熱設備（太陽光発電と連携する蓄電設備を含む）
  - ④ 自他供給型熱源機器から受け入れ側建築物の敷地境界までのエネルギー供給のための配管・電気配線等
  - ⑤ 自他供給型熱源機器による省エネ効果を発現するために必要な補機類（ポンプ・冷却塔等）

※①については、補助対象として提案する設備等が自他供給型熱源機器等であることを、提案書類の様式3に分かるように図示してください。また、エネルギーマネジメントシステムと連携して高い省エネ効果を発現することを様式4-2で記述してください。

## 2) 補助対象外となる設備等

- ・供給されたエネルギーを使用する2次側設備  
受変電設備（配電設備含む）  
DHC受入設備 等
- ・1)に掲げられた設備を構成しないもの  
雨水利用設備、下水再生水利用設備（排水利用するもの） 等
- ・その他  
太陽光発電設備  
非常用発電設備  
躯体側工事（蓄熱槽躯体工事費、機械室躯体工事費等）

## ④技術の検証費

エネルギーマネジメントシステムの導入等の技術効果の検証に要する費用で、実験・検証に要する費用とします。

実験・検証に要する費用は、別表1-（1）に掲げる直接経費を補助対象とします。

先導的提案の検証のために必要なエネルギー使用量の把握等に要する費用についてはこの技術の検証費として計上することが可能ですが、5. 2. 6の実績報告として求めるエネルギー使用量を計測するための費用は補助対象外とします。

## （2）附帯事務費

別表2-（1）に掲げる経費について、本補助事業の遂行にあたり特に必要と認められた場合には、経費の実績額に基づいて、上記（1）の建設工事等に係る補助額（国費）の2. 2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

※採択後の補助金交付の手続きでは、附帯事務費として認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで附帯事務費が支払われます。

## 3. 4 留意事項

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることができます。他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。

### 3. 5 複数年度にまたがる事業に対する補助

複数年度にわたる事業については、予め各年度の事業計画を提出していただき、原則として補助対象部分の工事が当該年度中に行われ、出来高に応じた支払いが完了するものについて、各年度に補助を行います。

次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況により確定することとなるため、採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。

別表 1 - (1) : 直接経費

項 目	説 明
賃 金 等	応募者の構成員が法人の場合、当該事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た人（応募者の構成員として効果の検証を実施する者は除く。）に支払う経費
旅 費	当該事業に参加する者がマネジメントシステムの運用や技術の検証の実施のために直接必要な交通費及び宿泊費
設備備品費	当該事業に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変ずることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照） ※備品等は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上）してください。
委 託 費	当該事業の遂行に必要であるが、事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費 ※原則として各年度の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。
そ の 他	設備の賃借（リース）、事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定できる場合に限る。）、通信運搬費（実際に事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費

別表 1 - (2) : 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業におけるマネジメント及び効果の検証の実施に関連性のない経費	—

別表 2 - (1) : 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な旅費、賃金（補助員等）、需用費、役務費等

別表 2 - (2) : 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、補助対象工事等の実施に関連性のない経費	—
当該事業の補助金交付の申請に関わる費用	補助金交付に関する申請書作成費及び事務代行費。申請に伴う旅費及び庁費（賃金、文具費、印刷費、郵便・通信運搬費等）

#### 4. 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に、提出書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出してください。

##### ※ 注意事項

- 1) 各応募書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をクリップ留めしてください。
- 2) 使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。
- 3) 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

提出書類一覧表

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	① 提案申請書	6部 (正1部、正のコピー5部)	様式1
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1 様式2-1別紙1 様式2-1別紙2
	③フェイスシート その2		様式2-2
	④プロジェクトの全体概要		様式3
	⑤審査基準に関する事項-1 性能向上計画認定を受ける住宅・建築物毎の省エネ性能		様式4-1
	⑥審査基準に関する事項-2 性能向上計画認定の対象となる街区全体の省エネ性能		様式4-2
	⑦エネルギーマネジメントシステムの導入等の技術の効果の検証等に関する計画書		様式5 ※当該補助を提案する場合のみ
	⑧事業計画		様式6
	⑨補助対象となる部分の経費の内訳		様式7-1～7-5 ※該当するものを使用のこと
3) 添付図書	⑩性能向上計画の概要	2部	※省エネ設備の整備事業提案時に提出 (交付決定を受けた年度の完了実績報告時または未完了報告時のいずれか早い方までに提出する旨の書面でも可)
4) CD-R	上記①～⑩の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1枚	※指定様式の電子ファイルはWord ファイルのままで格納してください

<記入にあたっての留意点>

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案の代表者を明記してください。

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。

- ・様式に従って、提案者名、事業概要などの提案概要を記載してください。
- ・プロジェクトの全体概要を簡潔に記載してください。
- ・プロジェクトが4年を越える場合は、プロジェクト期間の詳細、理由等を記載してください。
- ・また、提案者と補助を受ける者が異なる場合、提案者以外の作業協力者がいる場合などは、関係者の関係を示した実施体制図を別紙1として、他の補助金を活用する場合は本事業の提案内容との区分などを別紙2に示し、添付してください。

### ③フェイスシート その2

- ・プロジェクト対象となる全ての建物の概要を記載してください。

### ④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は最大3枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体と提案するエネルギーマネジメントシステムの関係、各々の事業スケジュール等が分かるように工夫して記載してください。
- ・プロジェクトの全体概要が分かるパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で補助対象申請設備等を記載してください。
- ・補助対象として提案する設備が、自他供給熱源機器等であることが分かるように、設備毎の系統を色分けするなどして図示してください。
- ・建築物省エネ法に基づく複数の住宅・建築物で連携した取組に係るエネルギー消費性能向上計画認定を受けるスケジュールを記載してください。
- ・エネルギー消費性能向上計画認定は、補助金の交付が発生する最初の年度の完了実績報告時または未完了報告時のいずれか早い方までに認定を取得している必要があります。
- ・「事業スケジュール」は、プロジェクト全体のスケジュールと提案される補助対象申請設備の設置スケジュールとの関係、及び着手の時期が分かるように記載してください。

※本様式に記載いただくパースや断面図などは、採択後に、プレス発表などの公表資料で使用することがあります。本様式に記載する図表などは、プロジェクト概要がわかりやすい内容としてとりまとめたいただくとともに、公開資料等での使用を承諾いただける内容としてください。

### ⑤審査基準に関する事項ー1 性能向上計画認定を受ける住宅・建築物毎の省エネ性能

- ・性能向上計画認定を受ける住宅・建築物毎の省エネ性能（原則、WEBプログラムによる省エネ性能の計算結果）を記載してください。
- ・ここでの省エネ性能は誘導基準を満たす値とします。
- ・各々の住宅・建築物における評価結果が必要です。
- ・提案時点で既に性能向上計画認定を申請している場合は性能向上計画認定申請書のコピー

を、認定を取得している場合は、認定通知書のコピーも加えて添付してください。

#### ⑥審査基準に関する事項ー 2 性能向上計画認定を受ける街区全体の省エネ性能

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・街区全体の省エネ性能（エネルギーマネジメントシステムによる導入効果等を加味した性能）を記載してください。
- ・本様式における設計一次エネルギー消費量試算値は、様式4-1における設計一次エネルギー消費量の合計値に、エネルギーマネジメントシステムによる導入効果の他、未評価技術による導入効果等を加味して試算してください。
- ・本様式における運用時一次エネルギー消費量想定値は、「3. 1事業の要件⑤」の要件における、シミュレーション等による想定値を記入してください。その為、設計一次エネルギー消費量試算値と同じ値となる必要はありません。
- ・本様式における省エネ性能の算出は、WEBプログラムによる算出の他、省エネ性能計算において評価ができない技術の評価を含め、独自のシミュレーション等によることができます。

#### ⑧ エネルギーマネジメントシステムの導入等の技術の効果の検証等に関する計画書

- ・3. 3④技術の検証費を補助として提案する場合に提出してください。（実施しない場合、提出は不要です。）
- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・計測対象及び効果検証体制と効果検証計画に分けて記載してください。

#### ⑧事業計画

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分を区分し、建設工事費等を記載してください。
- ・記入上の注意点を確認し、千円単位で記入してください。

#### ⑨補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・「3. 3補助額」に該当する補助対象である事が明らかとなるように経費の内訳を記載してください。

#### ⑩性能向上計画認定の取得等

- ・建築物エネルギー消費性能向上計画認定を申請している場合は申請書のコピーを、認定を取得している場合は、認定通知書のコピーも加えて添付してください。
- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で性能向上計画の概要を提出できない場合は、交付決定を受けた年度の完了実績報告時または未完了報告時のいずれか早い方までに提出する旨の書面でも可とします。

- ・性能向上計画認定の申請書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。  
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」  
([http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html))

## 5. 事業の実施方法

本事業は、提案公募と補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。

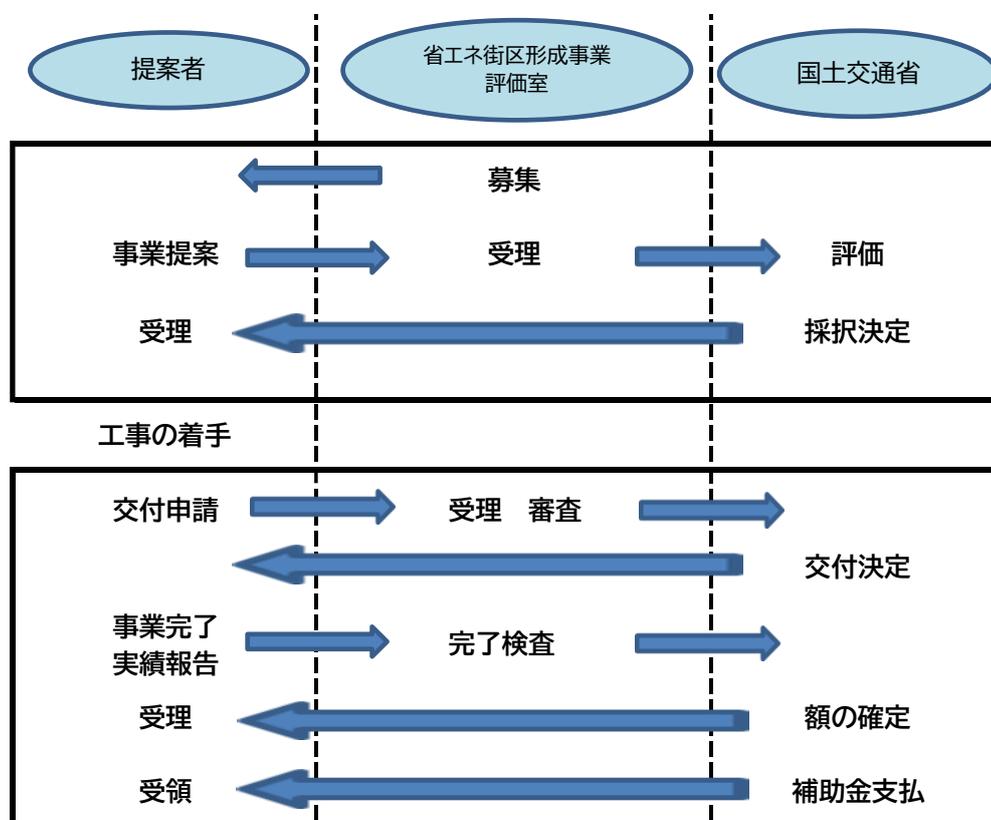
### 5. 1 提案公募

#### 5. 1. 1 公募

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。「2. 応募方法」に記載のとおり、公募期間の間に必要書類を揃えて、提出してください。提出いただく書類は「4. 提出書類」をご覧ください。提出先は一般社団法人建築設備技術者協会内省エネ街区形成事業評価室となります。(住所等はP2を参照してください)

#### 5. 1. 2 審査結果

国土交通省が、事業の採択を決定し、応募者に通知します。なお、予算に限りがあるため、応募多数の場合は、補助対象額を精査することがありますのでご留意下さい。



## 5. 2 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

なお、各手続きは採択後にお知らせする期限までに行う必要がありますので、ご注意ください。

### 5. 2. 1 複数年度にまたがる事業について

複数年度にまたがる事業の場合には、交付申請の前に全体設計承認申請書を提出し、予め各年度の事業計画の承認を受ける必要があります。

その他、以下の点に留意してください。

- (1) 採択後に承認を受けた事業計画に従い、5. 2. 2～5. 2. 5に準じて、初年度の交付申請を行ってください。
- (2) 次年度以降については、工事等を継続することが可能ですが、承認を受けた事業計画に沿って、毎年交付申請を行う必要があります。
- (3) 事業計画を途中で変更しようとする場合には、速やかに協議を行っていただく必要があります。
- (4) 設計及びシステム開発等の業務が完了しなければその効果が発現しないものを複数年度にまたがって実施する場合、当該業務が完了したことを確認してから補助金の支払いを行うこととなります。

### 5. 2. 2 交付申請

交付申請は採択後に配布される交付申請マニュアルにより定められた期間に行っていただきます。この交付申請がなされないと審査において採択された事業であっても補助金の交付がされませんのでご注意ください。

なお、申請者が以下の(1)～(3)のいずれかに該当する法人等(以下、「関係会社等」という。)からの調達を行う場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、交付申請において、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。

- (1) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (2) 申請者の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号に定める者を除く。)
- (3) 申請者の役員である者(親族を含む)またはこれらの者が役員に就任している法人

※交付申請において、補助事業施工業者等に関する宣誓書を提出いただきます。

交付申請等にあたっては、建築物の整備を伴わない事業を除き、建築士により提案の内容と整備される建築物の設計が整合していること等を確認し、その旨を証明する書類を添付し、この内容について、補助金交付の事務事業者または審査協力機関の確認を受けていただく必要があります。こうした採択後の手続きにおいて、建築士は確認内容に責任を持ち、不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行うことがあることに留意してください。(詳細は採択後にお知らせします。)

### 5. 2. 3 申請の制限

過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

※ 申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当者まで個別にお問い合わせください。

一般社団法人 建築設備技術者協会内 省エネ街区形成事業評価室 担当：山下、佐藤

電話：03-5408-0063 メールアドレス：[shoene-gaiku@jabmee.or.jp](mailto:shoene-gaiku@jabmee.or.jp)

### 5. 2. 4 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付要綱（5. 3. 7に記載）及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

### 5. 2. 5 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認等を得る必要があります。

①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択されたプロジェクトと異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

### 5. 2. 6 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、採択時に別に指定する手続きに従い「補助事業実績報告書」を提出していただく必要があります。なお、本手続きは当該年度に公表されている最新の補助金交付申請等マニュアルにより定める期間に従ってください。

省エネ街区形成事業評価室は、「補助事業実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿ってプロジェクトが実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを審査します。その際、「補助事業実績報告書」とあわせて、当該年度の補助対象部分の支払いを証明する書類（領収書及び送金伝票等※）等の提出を求めます。その結果を国土交通省

に報告し、国土交通省は、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

支払いは、補助事業者指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

なお、開設に際して許認可等が必要な学校等の施設に補助対象が含まれる場合、許認可等がなされたことを確認してから補助金の支払いを行うことになります。

※送金伝票等とは、金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、振込受付書、振込明細書、インターネットバンキング等の写しをいいます。

### 5. 3 事業中及び事業完了後の留意点

#### 5. 3. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつてはその耐用年数）以内に大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

※補助事業者である住宅事業者、買取再販業者及び住宅所有者等が、本事業によって整備を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行うことは補助金の目的の範囲内であるため、承認の手続きは不要です。

#### 5. 3. 2 建築物の解体撤去または建て替えについて

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律 平成25年11月25日改正施行）の施行に伴い、補助対象となる建築物に対して下記事項にご留意ください。

本補助を受け改修を行った建築物（既存建築物においてマネジメントシステムの整備や技術の検証を行う場合を含む）を償却期間内に解体撤去または建て替え等を行った場合は、所管行政庁等の指導によるものであったとしても、本補助の目的に反しているとみなし、補助金の返還となります。補助の申請時においてはこのことに留意し、解体撤去または建て替えの可能性を十分考慮すること。

#### 5. 3. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。

②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

#### 5. 3. 4 事業完了後のエネルギー報告

補助を受けた者は、プロジェクト完成後、エネルギーマネジメントシステム導入の効果について原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）国に報告し、当該事業に係る住宅・建築物の一次エネルギー消費量の実測値と、シミュレーション等による想定値との差について要因を検証し、報告を求めます。なお、必要に応じデータ提供の協力について相談させていただくことがあります。

#### 5. 3. 5 普及・啓発活動への協力

本事業は、関係主体が事業の成果等を広く公表し、取り組みの広がりや意識啓発に寄与することを目的としております。そのため、補助を受けた者は、シンポジウムへの参画や事例集の作成等において、設計・施工に係る技術・ノウハウの公開に協力いただくこととなります。また、補助期間終了後においても、ヒアリング等への情報収集に協力いただくこととなります。

#### 5. 3. 6 情報提供

補助を受けた者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供につとめることとします。具体的には「3. 1 事業の要件」で規定するエネルギーマネジメントシステム導入の効果について、及び当該事業に係る住宅・建築物の一次エネルギー消費量の実測値とシミュレーション等による想定値の差についての要因検証に関する情報の提供をしていただきます。また、この情報については、国土交通省に適宜提供をいただき、必要に応じホームページ等で情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

#### 5. 3. 7 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付け建設省住総発172号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付け国

住総第 37 号住宅局長通知)

九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて (平成 20 年 12 月 22 日  
付国住総第 67 号住宅局通知)

十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付け国住生第 9 号)

十一 その他関連通知等に定めるもの

## 6. 情報の取り扱い等について

### 6. 1 情報の公開・活用について

#### (1) プレス発表等について

採択されたプロジェクトについてはプロジェクト名、提案者名、事業概要等をプレス発表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

#### (2) 事業成果等の公表

普及促進を目的に省CO<sub>2</sub>の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

### 6. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

提案申請書様式

(様式1)

令和 年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

## 省エネ街区形成事業

### 提案申請書

(令和3年度(第1回)募集)

以下の内容により、省エネ街区形成事業の提案を申請します。

プロジェクト名 : \_\_\_\_\_

応募番号(21 — ) ※事業登録時に発行される応募番号を記入のこと

(代表提案者)  
提案団体名  
代 表 者

## フェイスシート その1-提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名			
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)		
2 補助を受ける者 (予定者)	(提案者と異なる場合に記入してください。法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。提案者と補助を受ける者が異なる場合、下記3の関係者も含めた補助事業の実施体制図を別紙1に記載してください)		
3 提案者以外の 関係者の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、提案者、補助を受ける者、作業協力者等の関係を実施体制図として別紙に記載してください)		
4 事務連絡先	所 属		
	役 職 名		
	担 当 者 氏 名		
	住 所	(郵便番号) 〒	—
		(住 所)	
	電 話		
F A X			
E - m a i l			原則、応募者の構成員とし、平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先を記入してください ・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください ・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください
5 事業期間	補助事業期間	2021年度～	年度 (4年を越える場合は備考に記入)
6 事業費	総事業費 <sup>注2</sup> (総額)	百万円 (うち2021年度分	百万円)
	補助金額 <sup>注2</sup> (総額)	百万円 (うち2021年度分	百万円)
※複数の事業種別を提案する場合には、全ての事業の合計を記載してください			
7 他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (□交付決定済み □申請中又は申請予定) (本先導事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中・申請予定の補助金等がある場合、別紙2に制度名、金額、本事業の提案内容との区分を記載してください。)		
8 提案の概要	プロジェクト全体の概要		
	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; text-align: center;">プロジェクト全体の概要を簡潔に記載してください</div>		
	備考	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; text-align: center;">プロジェクトが4年を越える場合に、プロジェクト期間の詳細、理由等を記載してください</div>	
9 建築物エネルギー消費性向上計画の認定	<input type="checkbox"/> 認定の取得済み (認定通知書のコピーを添付) <input type="checkbox"/> 認定未取得であり、交付を受けた年度の完了実績報告時または未完了報告時のいずれか早い方までに認定を取得し認定書コピーを提出		

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) 様式6の該当欄の額と一致するように記載してください。(複数年度に渡る場合は全年度の合計額)

補助事業の実施体制図 (A 4・1 枚)

プロジェクト名	
<div data-bbox="225 439 1385 663" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>提案者と異なる場合、建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、「提案者、補助を受ける者、作業協力者等」の関係を実施体制図として記載してください。</p><p>なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこの実施体制図に記載される法人・団体等に限りませので、留意してください。</p></div>	

他の補助金を活用する場合の区分 (A 4・1 枚)

※他の補助金を活用する場合に提出

プロジェクト名	
<div data-bbox="225 517 1385 1070" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>本事業以外に、提案事業について、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中、申請予定の補助金等がある場合、下記を記載してください。</p><ul style="list-style-type: none"><li>・ 制度名</li><li>・ 申請状況 (交付決定、申請中、申請予定の別)</li><li>・ 補助金額</li><li>・ 本提案事業と区分</li></ul><p>&lt;注意事項&gt;</p><p><u>※本事業の補助対象となる部分について、重複して他の補助金を活用することはできません。</u></p><p><u>※他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。その場合、提案内容については、発現する省エネ効果が重複しないように明確に区分するか、明確に区分することが難しい場合は重複箇所を明記する等を行ったうえでご提案ください。</u></p></div>	

## フェイスシート その2-建築概要 (A4)

プロジェクト名	
10 新築する建築物の 名称・建設地	名 称： 住 所：
11 設計者・施工者	設計者： 施工者：
12 建物用途・規模	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 棟 数： 棟 延べ面積： m <sup>2</sup> (住宅を含む場合 戸) ※複数棟全体の総計 ※各棟の概要は下表にそれぞれ記載

※上記の欄には全体の総計を記載し、下記に棟別の概要を記載してください。

棟1 (名称 ) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 延べ面積： m <sup>2</sup> 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)
棟2 (名称 ) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 延べ面積： m <sup>2</sup> 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)
棟3 (名称 ) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 延べ面積： m <sup>2</sup> 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)
棟4 (名称 ) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 延べ面積： m <sup>2</sup> 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)
棟5 (名称 ) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改修	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 延べ面積： m <sup>2</sup> 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)

(注1) 建築物省エネ法第30条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(同法第29条第3項に規定する事項が記載された計画に係るものに限る。)を受ける住宅・建築物が対象となります。

(注2) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注3) 申請建築物は棟1に、他の建築物は棟2以降に記載してください。

## プロジェクトの全体概要 (A4・最大3枚)

プロジェクト名	
<p data-bbox="213 322 539 353">〔プロジェクトの全体概要〕</p> <div data-bbox="245 510 1382 1079" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p data-bbox="268 533 1359 595">プロジェクトの実施場所、建物の全体的な姿や用途、事業スケジュール、エネルギーマネジメントシステムの全体像を説明してください。</p><p data-bbox="268 609 1359 672">また、プロジェクトの全体概要が分かるパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で補助対象申請設備等を記載してください。</p><p data-bbox="268 730 1359 792">※補助対象として提案する設備が、自他供給型熱源機器等であることが分かるように、設備毎の系統を色分けするなどして図示してください。</p><p data-bbox="268 806 1359 869">※建築物省エネ法に基づく複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けるスケジュールを記載してください。</p><p data-bbox="268 882 1359 945">※補助金の交付決定を受けた年度の完了実績報告時または未完了報告時のいずれか早い方までには、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を取得している必要があります。</p><p data-bbox="268 958 1359 1021">※「事業スケジュール」は、プロジェクト全体のスケジュールと提案される補助対象申請設備の設置スケジュールとの関係、及び着手の時期が分かるように記載してください。</p></div>	

## 審査基準に関する事項-1

## 性能向上計画認定を受ける住宅・建築物毎の省エネ性能(A4)

プロジェクト名			
棟1【建築物】(名称 )			
省エネ性能	BPI		設計値 : [MJ/m <sup>2</sup> ・年] 基準値 : [MJ/m <sup>2</sup> ・年]
	BEI		設計値 : [GJ/年] 基準値 : [GJ/年]
棟2【建築物】(名称 )			
省エネ性能	BPI		設計値 : [MJ/m <sup>2</sup> ・年] 基準値 : [MJ/m <sup>2</sup> ・年]
	BEI		設計値 : [GJ/年] 基準値 : [GJ/年]
棟3【建築物】(名称 )			
省エネ性能	BPI		設計値 : [MJ/m <sup>2</sup> ・年] 基準値 : [MJ/m <sup>2</sup> ・年]
	BEI		設計値 : [GJ/年] 基準値 : [GJ/年]
棟4【住宅】(名称 )			
省エネ性能	U <sub>A</sub> (※1)		設計値 : U <sub>A</sub> [w/m <sup>2</sup> ・K] ・ η <sub>AC</sub> 値
	η <sub>AC</sub> (※2)		基準値 : U <sub>A</sub> [w/m <sup>2</sup> ・K] ・ η <sub>AC</sub> 値
	BEI		設計値 : [GJ/年] 基準値 : [GJ/年]
(※1)設計値U <sub>A</sub> /基準値U <sub>A</sub> (※2)設計値 η <sub>AC</sub> /基準値 η <sub>AC</sub> をそれぞれ書いてください。			

(注1)建築物省エネ法第30条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(同法第29条第3項に規定する事項が記載された計画に係るものに限る。)を受ける住宅・建築物が対象となります。

(注2)提案時点で既に建築物エネルギー消費性能向上計画認定を申請している場合は申請書のコピーを、認定を取得している場合は、認定通知書のコピーも加えて添付して下さい。

(注3)原則、WEBプログラムによる計算結果を記載するものとし、計算結果のコピーも添付して下さい。

(注4)ここでの省エネ性能は誘導基準を満たす値とします。

(注5)建築物の場合は棟1～棟3、住宅の場合は棟4の書式に合わせて書いてください。必要に応じて詰めて書くことも可能です。

(注6)申請建築物は棟1に、他の建築物は棟2以降に記載してください。





## 事業計画 (A4・1枚)

※次頁の「記入上の注意事項」を確認し、補助金の限度額等に注意して、記載してください。

(単位：千円)

プロジェクト名					
実施年度 (西暦)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	総額
(1) エネルギーマネジメントシステムの導入等に係る調査設計費 A					
(うち補助対象) a					
(補助金の額) ① = a/2					
(2) エネルギーマネジメントシステム整備費 B					
(うち補助対象) b					
(補助金の額) ② = b/2					
(3) エネルギー供給設備整備費 C					
(うち補助対象) c					
(補助金の額) ③ = c/2					
(4) 技術の検証費 D					
(うち補助対象) d					
(補助金の額) ④ = d/2					
(5) 小計 E = A+B+C+D					
(うち補助対象の小計) e = a+b+c+d					
(補助金の額の 小計) ⑤ = ①+② ③+④					
(6) 附帯事務費 ⑥ = ⑤× 2.2%以内					
(7) 補助金の額 ⑦ = ⑤+ ⑥					
(8) 補助金の額 (合計) ⑧					

<事業計画（様式6）の記入上の注意事項>

(注1) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。

(注2) 消費税の額を除いた額として記載してください。

(注3) 各項目の「うち補助対象」の欄は「**3. 3 補助額**」に該当する経費の合計で、様式7-1～7-4の該当欄と一致するように注意してください。

(注4) 表中の金額は千円単位として記入してください。

また、「補助金の額」の計上にあたっては、各年度、各項目で千円未満切り捨てとして算定し、金額を記載してください。

(注5) 補助金の総額は5億円が限度額となります。『(8)補助金の額(合計)(⑧)』について、総額の欄は、下記のいずれか低い額を記載してください。

・『5億円』、『(7)補助金の額(⑦)』

また、『(7)補助金の額(⑦)』が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の『(8)補助金の額(合計)』を計上してください。

(注6) 次年度（2021年度）以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

(注7) 附帯事務費は、採択後の補助金交付の手続きにおいて、附帯事務費として申請し、認められた経費について、領収書等での支払いを証明していただくことで支払われるものです。

(注8) 申請する費用の内訳を「様式7-5」に記載してください。

なお、設計費において、通常の実施設計費等は補助の対象となりません。

(様式 7-1)

補助対象となる部分の経費の内訳  
(エネルギーマネジメントシステムの導入等に係る調査設計費)

(A4・1枚)

(単位：千円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度（西暦）	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
(1) 調査設計費（補助対象部分）					
〇〇費					
××費					
合計(a)					

- (注1) 「3.3 補助額」に該当する補助対象となる部分で記載してください。補助対象外が含まれていることが判明した場合、全体の採択を取り消す場合があります。
- (注2) 経費の内訳については、様式 7-5 で、提案された補助対象部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。
- (注3) 積算根拠は、「3.3 補助額」に該当する補助対象である事が明らかとなるように記載してください。
- (注4) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象費用の額です（様式 6 の a の内訳です）。
- (注5) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。
- (注6) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(様式 7-2)

補助対象となる部分の経費の内訳  
(エネルギーマネジメントシステム整備費)

(A4・1枚)

(単位：千円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳					
	実施年度（西暦）	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	総額
(3) エネルギーマネジメントシステム 整備費（補助対象部分）						
○○○整備費						
○○○整備費						
合計(c)						

(注1) 「3. 3 補助額」に該当する補助対象となる部分で記載してください。補助対象外が含まれていることが判明した場合、全体の採択を取り消す場合があります。

(注2) 経費の内訳については、様式 7-5 で、提案された補助対象部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注3) 積算根拠は、「3. 3 補助額」に該当する補助対象である事が明らかとなるように記載してください。システム開発経費の場合は、街区全体のエネルギーマネジメントシステムを制御するプログラムであることを示す開発仕様書や機能一覧表等の提出を求め場合があります。

(注4) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式 6 の b の内訳です）

(注5) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注6) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(様式 7 - 3)

補助対象となる部分の経費の内訳  
(エネルギー供給設備整備費)

(A 4 ・ 1 枚)

(単位：千円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
実施年度（西暦）	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	総額
(3)エネルギー供給設備整備費（補助対象部分）					
○○○整備費					
○○○整備費					
合計(c)					

- (注1) 「3. 3 補助額」に該当する補助対象となる部分で記載してください。補助対象外が含まれていることが判明した場合、全体の採択を取り消す場合があります。
- (注2) 経費の内訳については、様式 7 - 5 で、提案された補助対象部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。
- (注3) 積算根拠は、「3. 3 補助額」に該当する補助対象である事が明らかとなるように記載してください。（様式 3 の全体概要との関連が分かるように機器品番を記載して下さい。）
- (注4) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式 6 の c の内訳です）
- (注5) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。
- (注6) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(様式 7-4)

補助対象となる部分の経費の内訳  
(技術の検証費)

(A4・1枚)

(単位：千円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳					
	実施年度（西暦）	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	総額
(4) 技術の検証費（補助対象部分）						
〇〇の実験・実証						
直接経費						
〇〇〇〇						
〇〇〇〇						
〇〇〇〇						
〇〇〇〇						
合計(d)						

(注1) 「3. 3 補助額」に該当する補助対象となる部分で記載してください。補助対象外が含まれていることが判明した場合、全体の採択を取り消す場合があります。

(注2) 経費の内訳については、様式 7-5 で、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注3) 積算根拠は、別表 1 のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注4) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式 6 の d の内訳です）

(注5) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注6) 消費税の額を除いた額で記載してください。

## 補助対象となる部分の経費の内訳

※様式 7-1 から 7-4 における経費の内訳について積算根拠も含め、詳細に記載してください。

※様式 7-1 のエネルギーマネジメント導入等に係る調査設計費には、先導的な省CO<sub>2</sub>技術に係る設計費として、明確に区分できるもののみを記載し、明示してください。その場合は、内容に加えて、当該費用が必要となる理由も明記してください。

※該当する費用を申請しない場合は、記載は不要です。

プロジェクト名	
様式 7-1 エネルギーマネジメント導入等に係る調査設計費の内容	
様式 7-2 エネルギーマネジメントシステム整備費の内容	
様式 7-3 エネルギー供給設備整備費の内容	
様式 7-4 技術の検証費（直接経費）の内容	

(注1) 内訳と金額が確認できない場合は、補助対象とならない場合があるので留意ください。

(参考：採択後の交付申請において提出)

## 〇〇年度省エネ街区形成事業

### 補助事業施工業者等に関する宣誓書

本補助事業において、申請者が以下の(1)～(3)の関係にある会社から行う調達(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)の有無について、該当する項目にチェックを入れてください。

- (1) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (2) 申請者の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号に定める者を除く。)
- (3) 申請者の役員である者(親族を含む)又はこれらの者が役員に就任している企業

(1)～(3)の関係にある会社からの調達は一切ない。

(1)～(3)の関係にある会社からの調達がある。

(1)～(3)の関係にある会社からの調達がある場合には、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。

また、本確認書に虚偽の記載をし、記載内容が事実と相違していることが発覚した場合は、補助金の全額返還を求められます。

年 月 日

事業名

提案者



国土交通省住宅局住宅生産課  
東京都千代田区霞が関2-1-3  
tel.03-5253-8111(内線 39-437)